

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年6月11日

【会社名】 株式会社ナガオカ

【英訳名】 NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三村 等

【本店の所在の場所】 大阪府貝塚市二色北町1番15号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。)

【電話番号】 (0725) 21-5750 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 今尾 清孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府泉大津市なぎさ町6番1号

【電話番号】 (0725) 21-5750 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 今尾 清孝

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	367,200,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	152,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	76,000,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集300,000株の募集の条件および募集に関し必要な事項を平成27年6月11日開催の取締役会において決定し、ならびにブックビルディング方式による売出し150,000株（引受人の買取引受による売出し100,000株・オーバーアロットメントによる売出し50,000株）の売出しの条件および売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「5 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 3 第三者割当増資について
- 4 ロックアップについて
- 5 親引け先への販売について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数（株）	内容
普通株式	300,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、1単元の株式数は100株です。

（注）1．平成27年5月27日開催の取締役会決議によっています。

2．発行数については、平成27年6月11日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）ならびに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」および「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、50,000株を上限として、S M B C日興証券株式会社が当社株主である株式会社ハマダ（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式50,000株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しています。その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4．当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定です。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）です。

5．本募集および引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされていますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

6．当社の定める振替機関の名称および住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	300,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 また、1単元の株式数は100株です。

(注) 1. 平成27年5月27日開催の取締役会決議によっています。

2. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)ならびに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」および「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、50,000株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が当社株主である株式会社ハマダ(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は、平成27年5月27日開催の取締役会において、本募集とは別に、S M B C 日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式50,000株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しています。その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しています。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 5 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)です。

4. 本募集および引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされていますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 当社の定める振替機関の名称および住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 2. の全文削除および3. 4. 5. 6. の番号変更

2【募集の方法】

（訂正前）

平成27年6月19日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年6月11日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	300,000	387,600,000	209,760,000
計（総発行株式）	300,000	387,600,000	209,760,000

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集します。

2．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。なお、平成27年5月27日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年6月19日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しています。

5．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は456,000,000円となります。

（訂正後）

平成27年6月19日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成27年6月11日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（発行価額1,224円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	300,000	367,200,000	209,760,000
計（総発行株式）	300,000	367,200,000	209,760,000

- （注）
1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
 2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額です。
 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額です。なお、平成27年5月27日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成27年6月19日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しています。
 5. 仮条件（1,440円～1,600円）の平均価格（1,520円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は456,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 平成27年6月22日(月) 至 平成27年6月25日(木)	未定 (注)4	平成27年6月26日(金)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定します。

発行価格の決定に当たり、平成27年6月11日に仮条件を提示する予定です。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年6月19日に発行価格および引受価額を決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績および財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年6月11日開催予定の取締役会において決定する予定です。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額および平成27年6月19日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年6月19日に決定する予定です。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
5. 株式受渡期日は、平成27年6月29日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、
7. 申込み在先立ち、平成27年6月12日から平成27年6月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。
販売に当たり、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人およびその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針および社内規則等に従い販売を行う方針です。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止します。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	1,224	未定 (注) 3	100	自 平成27年 6月22日(月) 至 平成27年 6月25日(木)	未定 (注) 4	平成27年 6月26日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定します。

仮条件は、1,440円以上1,600円以下の価格とします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績および財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見および需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価ならびに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定しました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 6月19日に発行価格および引受価額を決定する予定です。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額です。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(1,224円)および平成27年 6月19日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成27年 6月19日に決定する予定です。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

5. 株式受渡期日は、平成27年 6月29日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定です。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとし、

7. 申込み在先立ち、平成27年 6月12日から平成27年 6月18日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。

販売に当たり、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人およびその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針および社内規則等に従い販売を行う方針です。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,224円)を下回る場合は新株式の発行を中止します。

4【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	-	300,000	-

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成27年6月11日に決定する予定です。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年6月19日）に元引受契約を締結する予定です。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>260,000</u>	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年6月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むこととします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>16,000</u>	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>8,000</u>	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	<u>4,000</u>	
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号	<u>4,000</u>	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	<u>4,000</u>	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	<u>4,000</u>	
計	-	300,000	-

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年6月19日）に元引受契約を締結する予定です。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針です。

(注) 1. の全文削除および2. 3. の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
419,520,000	9,100,000	410,420,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,520円)を基礎として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれていません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(訂正後)

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
419,520,000	9,100,000	410,420,000

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(1,440円～1,600円)の平均価格(1,520円)を基礎として算出した見込額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれていません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額410,420千円および「1 新規発行株式」の(注) 3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限69,675千円については、過去に実施した中国子会社設立等に係る投資を目的とした金融機関からの借入金の返済のために平成28年6月期に300,000千円を充当し、また、運転資金として、成長事業と位置付けているその他事業の製品（ケミレスおよびハイシス）拡販活動に伴う実証実験等の研究開発費用へ平成28年6月期に100,000千円、平成29年6月期に残額を充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

(訂正後)

上記の手取概算額410,420千円および「1 新規発行株式」の(注) 2に記載の第三者割当増資の手取概算額上限69,675千円については、過去に実施した中国子会社設立等に係る投資を目的とした金融機関からの借入金の返済のために平成28年6月期に300,000千円を充当し、また、運転資金として、成長事業と位置付けているその他事業の製品（ケミレスおよびハイシス）拡販活動に伴う実証実験等の研究開発費用へ平成28年6月期に100,000千円、平成29年6月期に残額を充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定です。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成27年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	152,000,000	姫路市網干区新在家1261番地の12 株式会社ハマダ 100,000株
計(総売出株式)	-	100,000	152,000,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。

2．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止します。

3．売出数等については今後変更される可能性があります。

4．本募集および引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、50,000株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5．本募集および引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされていますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

6．振替機関の名称および住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6に記載した振替機関と同一です。

7．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額です。

（訂正後）

平成27年6月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	100,000	152,000,000	姫路市網干区新在家1261番地の12 株式会社ハマダ 100,000株
計(総売出株式)	-	100,000	152,000,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されています。

2．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止します。

3．売出数等については今後変更される可能性があります。

4．本募集および引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、50,000株を上限として、S M B C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

5．本募集および引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされていますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。

6．振替機関の名称および住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一です。

7．売出価額の総額は、仮条件（1,440円～1,600円）の平均価格（1,520円）で算出した見込額です。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	76,000,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	50,000	76,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集および引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しです。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、またはオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
4. 振替機関の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一です。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,520円)で算出した見込額です。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	50,000	76,000,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	-	50,000	76,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集および引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しです。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、またはオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
4. 振替機関の名称および住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一です。
5. 売出価額の総額は、仮条件(1,440円~1,600円)の平均価格(1,520円)で算出した見込額です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

3 第三者割当増資について

(訂正前)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年5月27日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 50,000株
(2)	払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金および資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成27年7月29日(水)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一とします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年6月19日に決定します。

(訂正後)

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のS M B C日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成27年5月27日および平成27年6月11日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりです。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 50,000株
(2)	払込金額	1株につき1,224円
(3)	増加する資本金および資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)
(4)	払込期日	平成27年7月29日(水)

(注) 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成27年6月19日に決定します。

(注) 1. の全文および 2. の番号削除

4 ロックアップについて

（訂正前）

本募集および引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である株式会社ハマダ、当社株主かつ当社役員かつストック・オプション保有者である三村等、黒田俊明、石田知孝および片岡史明、当社株主である日立造船株式会社、ダイセン・メンブレン・システムズ株式会社、東拓工業株式会社、株式会社南都銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、信光産業株式会社、岩谷産業株式会社、株式会社三井住友銀行、大和熔材株式会社、株式会社総合水研究所、三井住友海上火災保険株式会社、ナガオカ社員持株会および向井清和、当社株主かつ当社従業員かつストック・オプション保有者である岡本克彦、当社役員かつストック・オプション保有者である今尾清孝および山田克彦ならびに当社従業員かつストック・オプション保有者である磯江有史、中島登、金澤善、里美隆、小野和久、蔡恵良、清水保雄、高山関雪、中村統一、豊原康則、樋口広徳、田中誠一郎および高橋和裕は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年12月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しています。

当社株主であるJAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合、新生企業投資株式会社、りそなキャピタル2号投資事業組合、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、MSIVC2008V投資事業有限責任組合、がんばれ中小企業・生き活き育成投資事業有限責任組合および池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年9月26日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格または売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しています。

当社株主である東京センチュリーリース株式会社は、主幹事会社に対して、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年12月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格または売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しています。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年12月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式および当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（本第三者割当増資に係る新株式発行ならびに株式分割およびストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有しています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集および引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である株式会社ハマダ、当社株主かつ当社役員かつストック・オプション保有者である三村等、黒田俊明、石田知孝および片岡史明、当社株主である日立造船株式会社、ダイセン・メンブレン・システムズ株式会社、東拓工業株式会社、株式会社南都銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、信光産業株式会社、岩谷産業株式会社、株式会社三井住友銀行、大和熔材株式会社、株式会社総合水研究所、三井住友海上火災保険株式会社、ナガオカ社員持株会および向井清和、当社株主かつ当社従業員かつストック・オプション保有者である岡本克彦、当社役員かつストック・オプション保有者である今尾清孝および山田克彦ならびに当社従業員かつストック・オプション保有者である磯江有史、中島登、金澤善、里美隆、小野和久、蔡恵良、清水保雄、高山関雪、中村統一、豊原康則、樋口広徳、田中誠一郎および高橋和裕は、S M B C日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年12月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等を行わない旨を約束しています。

当社株主であるJAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、ネオステラ1号投資事業有限責任組合、新生企業投資株式会社、りそなキャピタル2号投資事業組合、NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合、みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合、MSIVC2008V投資事業有限責任組合、がんばれ中小企業・生き生き育成投資事業有限責任組合および池銀キャピタルニュービジネスファンド3号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対して、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の平成27年9月26日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格または売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しています。

当社株主である東京センチュリーリース株式会社は、主幹事会社に対して、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年12月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格または売出しにおける売出価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）を行わない旨を約束しています。

また、当社は、主幹事会社との間で、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成27年12月25日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式および当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行または売却（本第三者割当増資に係る新株式発行ならびに株式分割およびストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しています。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、またはその制限期間を短縮する権限を有しています。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、本募集および引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の日（平成27年12月25日）までの期間、売却等を行わない旨の書面を差し入れています。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当てに関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。その内容については、「**第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況**」をご参照下さい。

（訂正前）
記載なし

（訂正後）

5 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a．親引け先の概要	ナガオカ社員持株会（理事長 小野 和久） 大阪府泉大津市なぎさ町6番1号
b．当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会です。
c．親引け先の選定理由	社員等の福利厚生のためです。
d．親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、20,000株を上限として、平成27年6月19日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e．株券等の保有方針	長期保有の見込みです。
f．払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しています。
g．親引け先の実態	当社の社員等で構成する従業員持株会です。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（平成27年6月19日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集および引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集および引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ハマダ	姫路市網干区新在家1261番地の12	450,000	22.85	350,000	15.42
日立造船株式会社	大阪市住之江区南港北1丁目7番89号	300,000	15.23	300,000	13.22
JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地	230,000	11.68	230,000	10.13
ダイセン・メンブレン・システムズ株式会社	大阪市北区梅田3丁目4番5号	100,000	5.08	100,000	4.41
ネオステラ1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋1丁目17番10号	80,000	4.06	80,000	3.53
新生企業投資株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号	74,800	3.80	74,800	3.30
三村 等	大阪府富田林市	71,000 (63,800)	3.60 (3.24)	71,000 (63,800)	3.13 (2.81)
りそなキャピタル2号投資事業組合	東京都中央区日本橋茅場町1丁目10番5号 りそなキャピタル株式会社	70,000	3.55	70,000	3.08
黒田 俊明	大阪府富田林市	56,000 (49,000)	2.84 (2.49)	56,000 (49,000)	2.47 (2.16)
東拓工業株式会社	大阪市淀川区三津屋南1丁目1番33号	50,000	2.54	50,000	2.20
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番12号	50,000	2.54	50,000	2.20
みずほキャピタル第3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	40,000	2.03	40,000	1.76
計	二	1,571,800 (112,800)	79.81 (5.73)	1,471,800 (112,800)	64.85 (4.97)

(注) 1. 所有株式数および株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年5月27日現在のものです。

2. 本募集および引受人の買取引受による売出し後の所有株式数ならびに本募集および引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年5月27日現在の所有株式数および株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出しおよび親引け(20,000株として算出)を勘案した場合の株式数および割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数およびその割合であり、内数です。

(5) 株式併合等の予定の有無および内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。